

令和5年度高知県認知症対応型サービス事業開設者研修 実施要領

1 目的

指定小規模多機能型居宅介護事業者、指定認知症対応型共同生活介護事業者、指定看護小規模多機能型居宅介護事業者、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者の代表者となる者が、これらの事業を運営していく上で必要な知識を身に付けることにより、認知症高齢者に対する介護サービスの充実を図る。

2 実施主体

高知県（研修の実施運営は社会福祉法人高知県社会福祉協議会）

3 対象者

指定小規模多機能型居宅介護事業者、指定認知症対応型共同生活介護事業者、指定看護小規模多機能型居宅介護事業者、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者の代表者又は代表者になることが予定される者

※下記の研修を修了している者は、既に必要な研修を修了しているものとみなし、本研修の受講を要しない。

- ・実践者研修または実践リーダー研修
- ・痴呆介護実務者研修「基礎課程」または「専門課程」
- ・認知症介護指導者養成研修
- ・痴呆性老人処遇技術研修

4 研修内容

別紙カリキュラム参照

5 研修期間

第1回 令和5年9月28日（木）及び現場体験（日程未定）

第2回 令和6年1月11日（木）及び現場体験（日程未定）

第3回 令和6年3月21日（木）及び現場体験（日程未定）

※現場体験の日程等については、改めて通知する。

※現場体験は、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、原則受講者の所属する法人の施設において実施する。

6 研修会場

高知県立ふくし交流プラザ（高知市朝倉戊375-1）

7 受講定員

30人（10人×3回）

8 申込方法

事業所が所在する市町村に受講申込書を提出する。

市町村長は、当該事業所の申請内容等について十分審査を行い、受講することが適当と認められた場合は、提出された受講申込書及び別途定める推薦書を次に送付する。

〒780-8570 高知市丸ノ内1丁目2番20号

高知県健康政策部在宅療養推進課 連携推進担当（鎌倉、濱崎）宛

※事業所からは直接県に提出せず、必ず市町村へ提出してください。

9 受講者の決定

受講申込書等を審査のうえ決定し、5月中に結果を通知する。

10 修了証書

所定の課程を修了した受講者に交付する。ただし、研修の目的が達成されないと判断された場合や、遅刻、早退等があった場合は修了証書を交付できないことがある。

11 費用

5,000円（資料代を含む。振込にて支払、後日別途案内有。）

12 申込締切

令和5年5月8日（月）17時15分まで【必着】

13 留意事項

新型コロナウイルス感染症の影響により、研修の開催方法の変更（オンライン研修）や、延期や中止をする場合があります。

〔問合せ先〕

〒780-8570

高知市丸ノ内1丁目2-20

高知県健康政策部在宅療養推進課

連携推進担当（鎌倉、濱崎）

TEL(088)823-9848 FAX(088)823-9137

※申込先は、事業所が所在する市町村です。
(詳細は、「8 申込方法」をご覧ください。)